

広島県告示第五百号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十四年五月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
西谷町七地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から六号を順次結んだ線、標柱六号と七号を昭和六十二年八月三十一日広島県告示第八百四十九号（以下「告示」という。）で指定した土地に沿って結んだ線、標柱七号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱六号及び七号は告示で指定した土地に存する標柱二号及び一号と同一とする。

郡市・区	町・丁目	字	地番	標柱番号
呉市	西谷町		七四番一四	標柱一号
			八一番五地先道路敷	標柱二号
			二五三番一地先道路敷	標柱三号
			三〇〇番	標柱四号
			四八番一六地先道路敷	標柱五号及び六号
			四七番一二地先道路敷	標柱七号
			七五番一二地先道路敷	標柱八号
			七四番一六	標柱九号